

# 朝倉市復興実施計画 概要版

令和3年3月

朝倉市

## 第1章 復興実施計画の基本的な考え方

- (1)復興実施計画の目的
- (2)計画期間
- (3)復興実施計画の構成
- (4)第2次朝倉市総合計画との整合

## 第2章 事業内容

- (1)朝倉市の概要
- (2)平成29年7月九州北部豪雨
- (3)復興実施計画の策定
  - 1)課題の整理
  - 2)復興事業の検討
  - 3)復興に向けた具体施策
    1. 安心して暮らせる住環境の整備(宅地嵩上げ)
    2. 安心して暮らせる住環境の整備(生活再建支援金)
    3. 安心して暮らせる住環境の整備(住宅施策)
    4. 安心して暮らせる住環境の整備(地域支え合いセンター)
    5. コミュニティの維持・再生(被災者交流補助金・過疎化対策)
    6. コミュニティの維持・再生(地域資源等の保全・再生)
    7. 地域防災力の向上(小学校跡地活用)
    8. 地域防災力の向上(伝承広場)
    9. 産業基盤の早期復旧・産業経済の振興

## 第3章 地区別事業内容

- (1)地区区分
  - (2)地区別計画
    - 1)松末地区
      1. 現状
      2. 今までの意見(復興計画策定時の主な意見)
      3. 今年度の意見(令和2年度まちづくり協議会等  
で出された主な意見)
      4. 事業内容
      5. 復興に向けた具体事業
    - 2)杷木地区
    - 3)久喜宮地区
    - 4)志波地区
    - 5)朝倉地区
    - 6)高木地区
    - 7)三奈木地区
    - 8)蜷城地区
    - 9)甘木地域(高木・三奈木・蜷城以外)
- } 以下、各地区同様

## 第4章 復興実施計画の推進

- (1)復興実施計画の推進体制
  - 1)庁内における体制構築
  - 2)市民との協働、積極的な情報共有
  - 3)国や県、他市町村との連携・協力
- (2)復興実施計画の推進管理

# 第1章 復興実施計画の基本的な考え方

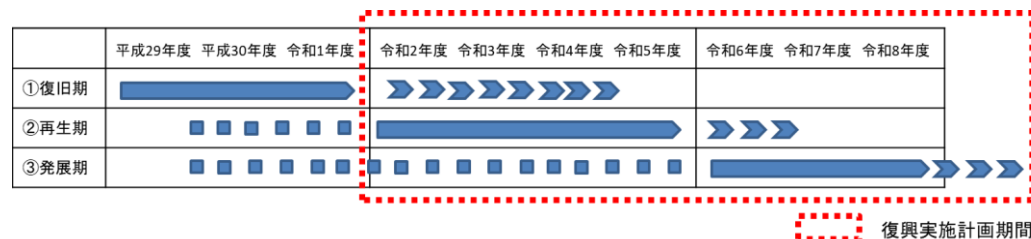
## (1)実施計画の目的

朝倉市では、平成30年3月に「朝倉市復興計画」(以下「復興計画」という)を策定し、復興の理念を定めるとともに、取り組むべき復旧・復興の基本施策を体系的にまとめ、復興の指針を示した。今回はその復興計画を確実に進めるため、「朝倉市復興実施計画」(以下「復興実施計画」という)を策定し、朝倉市が直接実施、あるいは補助、支援する施策、事業等を具体的に示すこととする。

## (2)計画期間

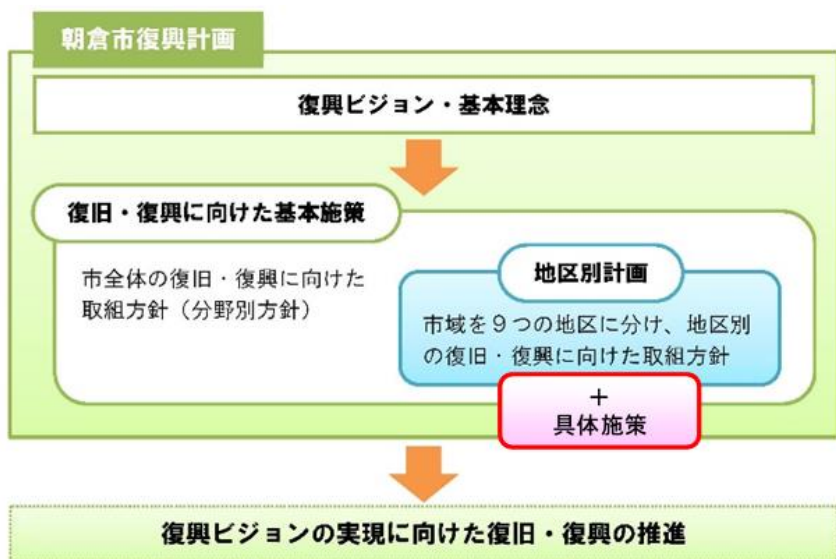
復興計画では、その計画期間を3期に分け、「①復旧期」「②再生期」「③発展期」とし、復旧期を平成29年度から平成31年度まで、再生期を令和2年度から令和5年度まで、発展期を令和6年度から令和8年度までとし、概ね10年間を設定した。復興実施計画では計画期間を、「再生期」及び「発展期」において「復旧期が終了し、これからまちづくりを再生・発展していく期間」として位置づける。

ただし、長期的な視点で取り組むべき課題や施策もあると考えられるため、令和8年度以降も、必要に応じて、継続して取り組んでいく。



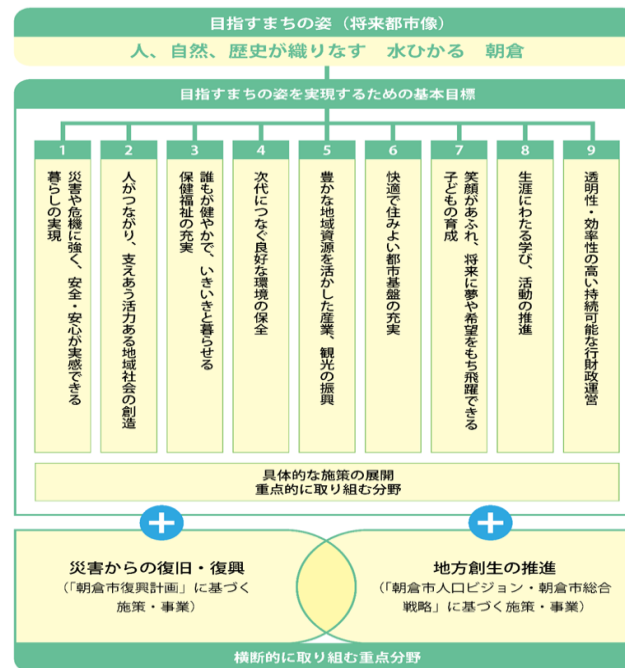
## (3)実施計画の構成

この実施計画は、復興計画で示した「復興ビジョン・基本理念」「復旧・復興に向けた基本施策」「地区別計画」を見直し、改善したうえで、地区ごとの復旧・復興の進捗を踏まえ「具体施策」を加えて、各地区で特に具体的に実施すべき施策の詳細を示した構成とする。



## (4)第2次朝倉市総合計画との整合

下図は第2次朝倉市総合計画の分野別施策の基本目標である。復興実施計画では、これら9つの基本目標及び横断的に取り組む重点分野「災害からの復旧・復興」「地方創生の推進」のもと、復旧・復興に関する施策・事業を具体化し、目指すまちの姿(将来的都市像)の実現を推進していく。



## (1)朝倉市の概要

### ■地形

- ・ 市内を北西から南東へと貫く国道386号あたりを境に、南側は筑紫平野、北側は800～1000m級の山々が連なる。
- ・ 市域の南側には、境界にほぼ沿う形で筑後川が流れている。

### ■人口

- ・ 朝倉市の人口は52,433人、世帯数は21,547世帯(令和2年6月末現在)
- ・ 人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。
- ・ 65歳以上の人口とあわせ、高齢者世帯の比率は増加傾向にあり、高齢化が進んでいる。

### ■産業

- ・ 産業構造は第3次産業、第2次産業、第1次産業の順となっている。
- ・ 基幹産業は農業で全国的にも有名な梨や柿などの果物が豊富に実る。
- ・ 田園を潤す三連水車、城下町の風情を残す秋月、美肌の湯として知られる原鶴温泉など豊かな自然、歴史、文化に彩られた魅力的な観光資源が随所に点在している。

### ■歴史

- ・ 平成18年3月20日、甘木市と朝倉町と杷木町が合併し、朝倉市が誕生。

### ■災害の歴史

- ・ 筑後川沿いに位置する朝倉市では、繰り返し洪水被害にあっている。昭和以降では昭和28年西日本水害による洪水が甚大であった。

### ■関連計画

- ・ 朝倉市復興計画
- ・ 第2次朝倉市総合計画(令和2年度～令和4年度)
- ・ 朝倉市地域防災計画

## (2)平成29年7月九州北部豪雨災害

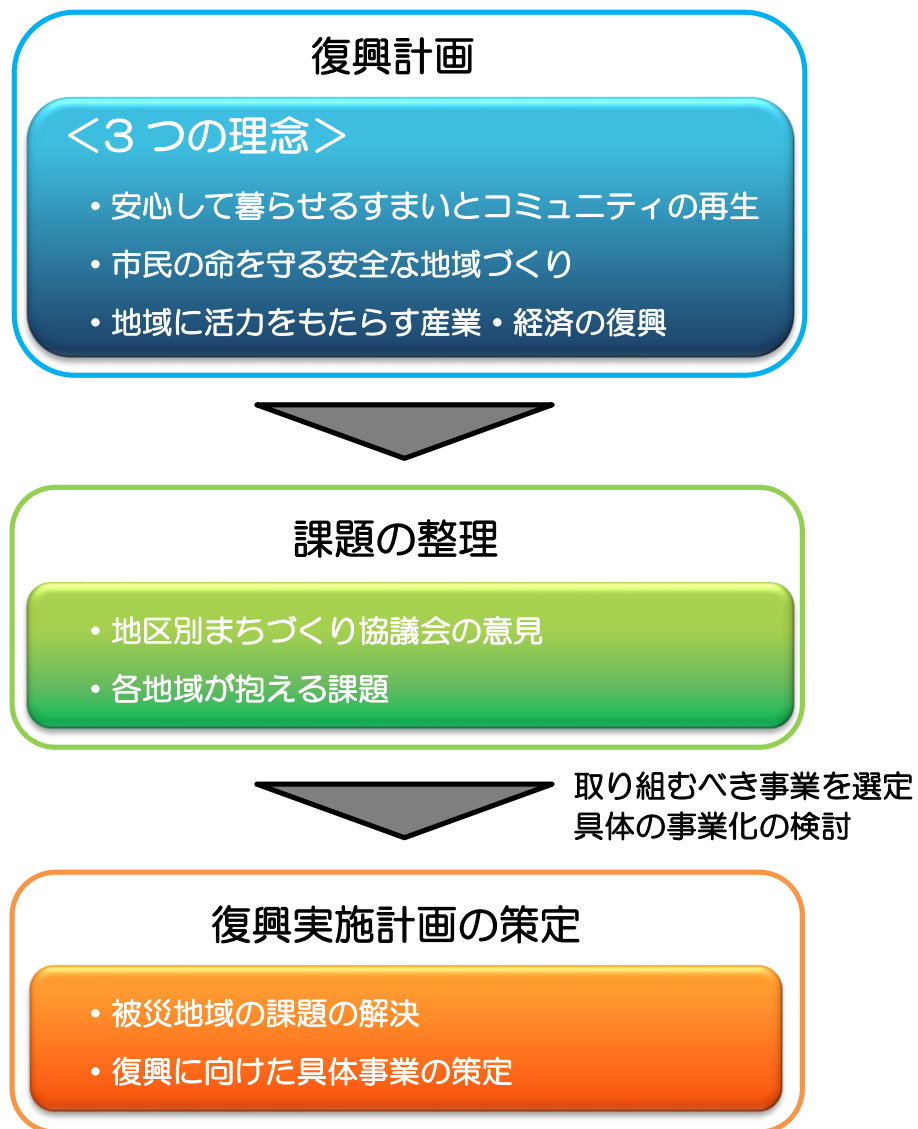
### ■災害の概要

- ・ 平成29年7月5日(水)から6日(木)にかけて、朝倉市では24時間降水量は545.5mmとなり、朝倉市朝倉での観測開始(昭和52年2月)以来の朝倉観測所での1位を更新する大雨となった。特に、福岡県観測所である北小路公民館観測所では、わずか9時間で774mmという、短時間に記録的豪雨を観測した。
- ・ 山間部を中心に、土砂・流木・洪水被害が拡大した。
- ・ 河川沿いの低地においても、住家被害が拡大した。
- ・ 河川・道路・ため池・農地等にも被害が拡大した。等

		規模
人的被害	死者	33名
	行方不明者	2名
	負傷者	11名
住家被害	全壊	260件
	大規模半壊	119件
	半壊	664件
	一部損壊	428件
避難所		最大 27箇所
避難者数		最大 1,204名 (H29.7.10時点)

※避難者数以外の数値はH31.3.31時点

## (3)復興実施計画の策定



復興実施計画の策定フロー

## 1)課題の整理

復興実施計画の策定にあたり、地区別のまちづくり協議会における市民の皆さまのご意見・課題を復興計画の3つの基本理念及び事業項目に沿って整理した。

## 2)復興事業の検討

地区別まちづくり協議会の意見等を基に各地域が抱える課題として整理し、復興計画で定めた3つの理念から、再生・発展期に取り組むべき事業を選定した。

選定に当たっては、まちづくり協議会の意見及び課題の改善に努めるものとし、復旧事業として完了したもの、かつ、継続中の復旧事業を除く事業を抽出し、復興事業としての取り組むべき具体の事業化を検討した。

まちづくり協議会の意見等を基に各地域が抱える主な課題は以下のとおり。

基本理念①	安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生	課題
1)	安心して暮らせる住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地嵩上げ事業の検討</li> <li>・住宅用地の嵩上げに対する補助事業の検討</li> <li>・定住促進住宅の計画・整備</li> </ul>
2)	コミュニティ等の維持・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ内での再建</li> <li>・学校跡地活用の検討</li> <li>・宅地分譲</li> <li>・地域資源を生かしたエネルギー資源化</li> </ul>
基本理念②	市民の命を守る安全な地域づくり	課題
1)	防災・減災のための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧事業の進捗</li> <li>・防災拠点施設、防災広場</li> </ul>
2)	地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の整備・運営</li> <li>・伝承広場の活用</li> </ul>
基本理念③	地域に活力をもたらす産業・経済の復興	課題
1)	産業基盤の早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂置場利用後の復旧、活用</li> <li>・地域にあった農業や振興策を検討</li> </ul>
2)	産業・経済の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速ICの活用</li> <li>・企業の誘致</li> </ul>



### 3) 復興に向けた具体施策

#### 1. 安心して暮らせる住環境の整備(宅地嵩上げ)

##### (ア) 宅地嵩上げ事業

- ・ 堆積土砂による被災宅地及び公共施設の一体的な嵩上げ復旧を行い、すまいの現地再建及び生活環境の向上、安全性の向上したまちづくりを実現するもの。

##### (イ) 宅地浸水対策促進事業

- ・ 浸水による家屋の被害を防止又は軽減するため、平成29年以降に被災した地域で、令和3年4月以降に着工する工事。(再度災害防止できる計画であること)

#### 2. 安心して暮らせる住環境の整備(生活再建支援金)

##### (ア) 被災者生活再建支援金

- ・ 平成29年7月九州北部豪雨で、住宅が著しい被害を受けた方の生活再建のための支援金が支給される。

#### 3. 安心して暮らせる住環境の整備(住宅施策)

##### (ア) すまいの再建促進宅地分譲事業

- ・ 市有地を宅地として分譲し、豪雨災害で住家が被災した市民に提供することで、地域コミュニティの維持及び市外への人口流出の抑制を図る。

##### (イ) 松末地区移住定住施策(池の迫団地(仮称))

- ・ 松末地域に移住定住を希望する世帯に対して、定住促進住宅を提供する。

##### (ウ) 災害公営住宅の整備

- ・ 朝倉市では、平成29年7月九州北部豪雨により住宅を失った方の住まいを確保するため、福岡県と協定を締結し、災害公営住宅等整備の設計を進めてきた。

#### 4. 安心して暮らせる住環境の整備(地域支え合いセンター)

##### (ア) 地域支え合いセンター設置

- ・ 平成29年7月の九州北部豪雨における被災者の支援機関として、平成30年2月に朝倉市地域支え合いセンターを設置・開設した。

#### 5. コミュニティの維持・再生(被災者交流補助金・過疎化対策)

##### (ア) 被災者交流活動支援事業補助金

- ・ 被災者の地域コミュニティの形成や再生または活性化を図るため、被災者の交流活動を促進する事業を実施する団体に対し、被災者交流活動支援事業補助金が交付される。

#### 6. コミュニティの維持・再生(地域資源等の保全・再生)

##### (ア) 小水力発電調査

- ・ 乙石川から取水して旧松末小学校で発電・消費しつつ災害時には非常電源として利用する等の地域活用を検討していく。

##### (イ) 赤谷川旧河川敷の利活用の検討

- ・ 杷木地区の赤谷川は河川路の変更が決定した。そこで、赤谷川旧河川敷の利活用を東林田地区ワークショップにて協議した。

#### 7. 地域防災力の向上(小学校跡地活用)

##### (ア) 防災拠点施設、防災広場

- ・ 地域の防災力の向上が必要な杷木、久喜宮、志波の3地区を対象とし、小学校跡地を活用し、防災拠点施設や防災広場の検討を行う。

#### 8. 地域防災力の向上(伝承広場)

##### (ア) 伝承広場の整備

- ・ 甚大な被害を受けた松末地区において、土砂災害の経験と教訓を後世に継承するため、令和元年度には記録誌を作成したところであり、今後は市内外へ発信するため、伝承広場を整備する。

#### 9. 産業基盤の早期復旧・産業経済の振興

##### (ア) 農地改良復旧事業

- ・ 原形復旧が極めて困難な川沿いの農地を区画整理によって復旧を行うもの。

##### (イ) 土砂置場完成後の農地の復興

- ・ 被災農地(果樹)を土砂置場として活用し、盛土完了後の土地利用について活用方法を検討する。

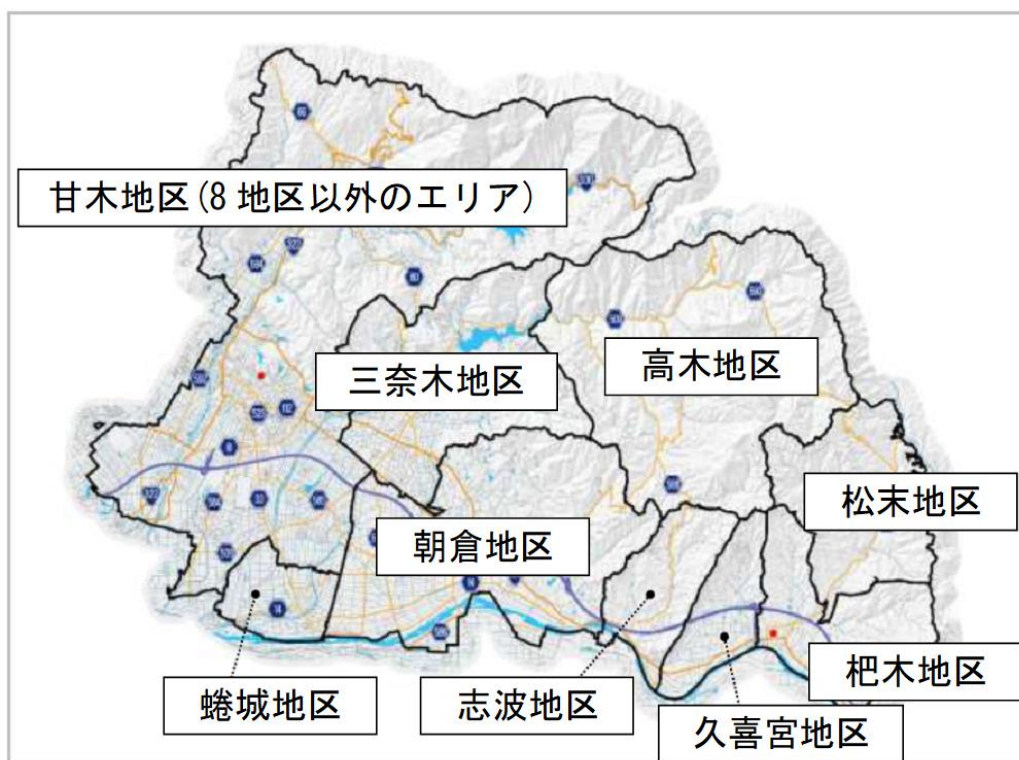
##### (ウ) 久喜宮地区「JA筑前あさくら久喜宮ドリームファーム」

##### (エ) 朝倉インターチェンジ周辺の利便性向上(駐車場の移設)

## (1)地区区分

平成29年7月の豪雨災害では、市内一様の被害ではなく、市東部の被害が甚大となっている。そのため、以下のように地区区分を行い、それぞれの地区における復旧・復興への取組方針となる地区別計画を示す。

地区別の復旧・復興に当たっては、被災前のコミュニティ維持に十分配慮し、地域住民との協議を重ねながら、個別具体の取組を進めていく。



## (2)地区別計画

### 全地区共通記載内容

#### 1. 現状

- ア. 地形
- イ. 人口
- ウ. 産業
- エ. 資源
- オ. 被災状況

#### 2. 今までの意見

復興計画策定時の主な意見。

#### 3. 今年度の意見

令和2年度まちづくり協議会等が出された主な意見。

#### 4. 復興に向けた具体事業

各地区の事業内容において、特に具体的に実施すべき施策の詳細。

#### 5. 復旧事業図面

各地区の復旧事業箇所を示した図面。

地区別計画:各地区の復興に向けた具体事業

松末地区

・松末地区移住定住施策(池の迫団地(仮称))

松末地域に移住定住を希望する世帯に対して、定住促進住宅を提供する。

・宅地嵩上げ事業

堆積土砂による被災宅地及び公共施設の一体的な嵩上げ復旧を行う。(赤谷川流域)

・松末小学校跡地活用

松末小学校に対する住民の思いを受け、本地区の再生・発展に向けたまちづくりの取り組みとして、小学校跡地の活用を引き続き検討する。

・伝承広場

土砂災害の経験と教訓を後世に継承し、市内外へ発信するため、伝承広場を整備する。

・乙石川における小水力発電可能性調査の実施

地域資源を活用した再生可能エネルギー導入のための可能性調査。

志波地区

・すまいの再建促進宅地分譲事業

市有地を宅地として分譲し、豪雨災害で住家が被災した市民に提供する。

・宅地嵩上げ事業

堆積土砂による被災宅地及び公共施設の一体的な嵩上げ復旧を行う。(北川流域)

・志波小学校跡地活用

志波地区の再生・発展に向けたまちづくりの取り組みとして、志波小学校跡地に防砂拠点施設や防災広場、さらに宅地分譲についても事業化を検討する。

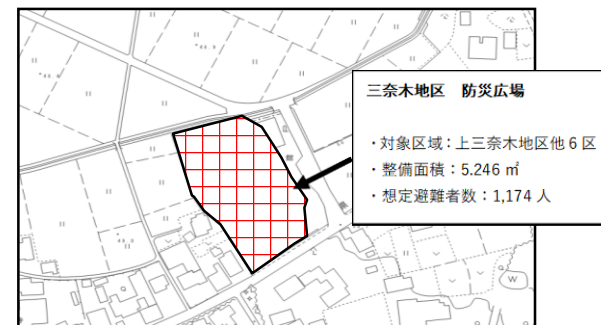


志波小学校跡地活用イメージ

三奈木地区

・防災広場の整備検討

コミュニティセンター一部を防災広場として、かまどベンチや災害対応外灯などの整備を検討する。



杷木地区

・災害公営住宅の整備

住宅の自力再建が困難な被災者の新たなすまいの確保を図るため、災害公営住宅「杷木団地」を整備した。

・杷木小学校跡地活用

杷木地区の再生・発展に向けたまちづくりの取り組みとして、杷木小学校跡地のグラウンドの活用方法を検討する。



杷木小学校跡地活用イメージ

・赤谷川旧河川敷の利活用の検討

赤谷川の河川路変更に伴い、東林田地区ワークショップにて協議し、旧河川敷の活用方法を検討した。

朝倉地区

・朝倉インターチェンジ周辺の利便性向上

朝倉地区の産業・経済の復興に向け、交通の要所となる朝倉インターチェンジ周辺の利便性を向上する。

駐車場の移設:令和4年4月より供用開始予定。15台から25台に増設し、インターチェンジまでの距離を370mから200mに短縮させる。



新設した駐車場

・土砂置場完成後の農地の復興

被災農地(果樹)を土砂置場として活用し、盛土完了後の土地利用について活用方法を検討する。宮野土砂置場は、飲料用ぶどう畑として利用することが合意されており、令和3年度の作付けから実施する予定。

蜷城地区

・蜷城小学校の避難所(避難施設)機能の充実

地区全域が浸水想定区域であることから、緊急避難場所として小学校(3階建て)を利用しやすくした。

久喜宮地区

・すまいの再建促進宅地分譲事業

市有地を宅地として分譲し、豪雨災害で住家が被災した市民に提供する。

・宅地嵩上げ事業

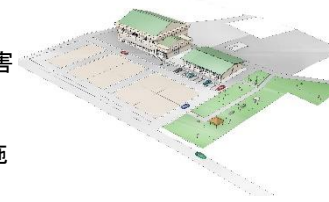
堆積土砂による被災宅地及び公共施設の一体的な嵩上げ復旧を行う。(寒水川流域)

・久喜宮小学校跡地活用

R2年度に宅地分譲地の整備及び防災拠点施設の建設を行った。  
R3年度に防災広場の整備を実施する。

・久喜宮地区「JA筑前あさくら久喜宮ドリームファーム」

朝倉地域農家の復興を推し進め、被災農家が早期に営農再開しやすい対策をはかるために、このファーム新設された。



久喜宮小学校跡地活用イメージ

高木地区

・砂防・治山ダム下流域の水路整備

砂防・治山堰堤下流域の安全を確保するため、下流域の水路を整備。

・コミュニティの維持

災害により人口が著しく減少し、過疎化が進行しているため、コミュニティを維持するための方策を検討する。



水路の整備イメージ

甘木地域(高木・三奈木・蜷城以外)

・災害公営住宅等の整備

住宅の自力再建が困難な被災者の新たなすまいの確保を図るため、災害公営住宅「頓田団地」を整備した。

・被災者交流活動支援事業

被災者やコミュニティなどを対象に各種団体が実施する交流活動を支援する。



# 第4章 復興実施計画の推進

## (1)復興実施計画の推進体制

### 1) 市内における体制構築

平成29年7月九州北部豪雨の発生からの復旧・復興に当たっては、多くの施策・事業を迅速かつ的確に実施していくことが必要である。

そのため、市長を本部長とする「災害復旧・復興推進本部」による総括のもと、各部署が連携・協力し、総力を挙げて復旧・復興に取り組んでいる。

### 2) 市民との協働、積極的な情報共有

市を挙げて復旧・復興に取り組んでいくためには、市民の理解と市民との協働が必要不可欠であり、それぞれの強みを活かす役割分担のもと、一丸となって復旧・復興に取り組む。

まずは、コミュニティ等とまちづくり協議会のあり方について意見交換を行い、地域との協議の場を検討する。

さらに、地域を離れている被災者を含めた全市民に対して、復旧・復興に向けた取り組み状況について、市報や市のホームページへの掲載だけではなく、コミュニティや区会長会等と協働するなど、あらゆる機会を活用し、積極的かつ早期の情報提供に努める。

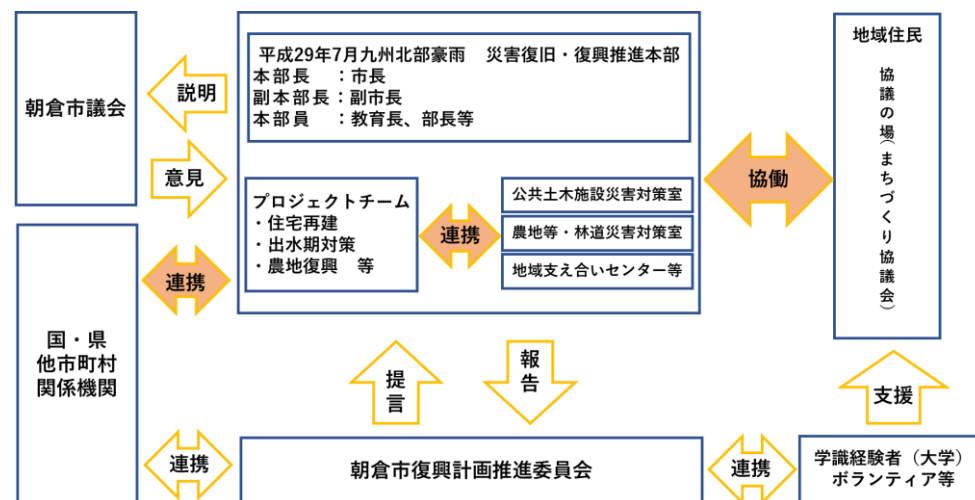
### 3) 国や県、他市町村との連携・協力

国や県、他市町村と連携・協力していくと共に、必要な事業の実施や支援等について、国や県に要請していく。

特に、復旧事業で連携を図り、相互に情報共有を図るため、災害復旧関係機関定例会を継続して開催していきます。

## (2)復興実施計画の推進管理

復旧・復興施策を着実に遂行していくため、毎年度、進捗状況を点検・評価し必要に応じ、施策・事業の見直しや具体化を行い、復興実施計画を更新する。



計画の推進・進捗管理の体制図